

特定医療費の支給申請（払い戻し申請）について

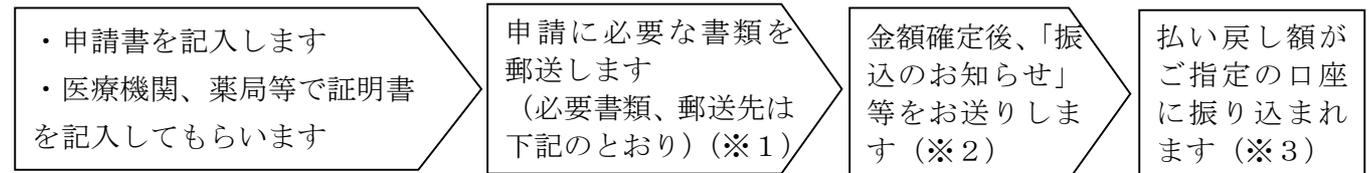
認定された疾病についての医療費・薬剤費等（**保険適用分に限る**）を、

- ① 有効期間開始日から特定医療費受給者証が届くまでの間に「3割分を窓口で支払った場合」
- ② 「受給者証に記載された自己負担上限額を超えて支払った場合」

その差額を払い戻し申請することができます。（同月に特定医療費対象外の医療（有効期間開始日前の医療も含む）を受けている場合など、特定医療費からの払い戻しが発生しない可能性があります。）

○この申請で払い戻しされる金額は、健康保険の高額療養費制度の自己負担限度額までです。高額療養費制度の対象となる場合は別途、加入されている健康保険へ払い戻し請求を行ってください。

＜特定医療費の支給申請（払い戻し申請の流れ）＞



- (※1) 障害企画課への郵送物について料金不足が生じている場合には受け取り拒否し、差出人に返送させていただきますので、ご了承下さい。返信用の封筒を同封される際にも、郵便料金の不足にご注意ください。
- (※2) 当課に書類が到着した月の翌月末に送付予定としています。**（郵便の都合上、当課到着までに時間を要す場合があります。消印日の翌月ではありませんので、ご注意ください。）**計算の結果払い戻し額が発生しなかった場合も、その旨をお知らせします。
- (※3) 当課に書類が到着した月の翌月末の最終開庁日に振込み予定です。（書類不備等の場合はこの限りではありません。）

＜申請に必要な書類（提出書類）＞

① 特定医療費支給申請書（第8号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が記入する書類です。 ・患者本人以外が申請する場合は「委任状欄」への記入が必要です（ただし、患者本人が18歳未満の場合で保護者が申請する場合は不要です）。
② 特定医療費証明書（原本）（第9、10号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費証明書は「医療機関・薬局用」（第9号様式）と「訪問看護・医療系介護サービス用」（第10号様式）の2種類の様式があります。1つの医療機関につき1枚の用紙が必要ですので、各医療機関等に記載してもらってください。用紙が不足する場合は、コピー等にてご対応をお願いします。 ・上限額変更に伴う上限額の差額分のみでの還付申請で、還付対象分がすべて自己負担上限額管理票に記載されている場合は、特定医療費証明書の代わりとして提出できます。 ・払い戻し申請を行う対象月の上限額管理票（黄色の冊子）に記載がある場合は写しを同封してください。（記載がない場合はコピー不要です。）
③ 領収書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・当課に書類が到着した月の翌月末に領収書（原本）は、「振込のお知らせ」を送付する際に返却します。<u>それ以前の返却を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、早期返却希望の旨をお知らせください。</u> ・領収書（原本）がない場合は医療機関等が作成した支払証明書を添付してください。（支払証明書は有料の場合があります。）
④ 振込先通帳表紙の裏面等（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)）が記載されたもの ※ゆうちょ銀行の場合：表紙をめくった見開きのページの写し ※ゆうちょ銀行以外の場合：キャッシュカードの写しでも構いません ※ネット銀行等の場合：口座情報が記載されたウェブページを印刷したもの

※ご本人が亡くなられた後の払い戻し申請は、通常の手続きと異なりますので、下記までお問い合わせください。

【申請書送付先・問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害企画課難病償還払い担当（TEL：052-972-2632）